

平成25年12月19日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口	克 則 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	重 原	正 君
副 町 長	上 出	孝 之 君	総 務 部 総 務 課 長	島 田	睦 郎 君
教 育 長	久 下	恭 功 君	総 務 部 財 政 課 長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木	和 彦 君	総 務 部 税 務 課 長	若 林	優 治 君
総 務 部 担 当 部 長	中 西	昭 夫 君	町 民 福 祉 部 町 民 生 活 課 長	松 岡	裕 司 君
総 務 部 担 当 部 長	山 田	吉 弘 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	下 村	利 郎 君
町 民 福 祉 部 長	北	雅 夫 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	長 谷 川	徹 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長	大 徳	茂 君	町 民 福 祉 部 環 境 安 全 課 長	岩 本	昌 明 君
都 市 整 備 部 長	長 丸	一 平 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	中 宮	憲 司 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長	長 丸	信 也 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	喜 多	哲 司 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	北 川	真 由 美 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	長 田	学 君
消 防 長	永 田	三 好 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	上 出	功 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 田 中 義 勝 君

○議事日程（第4号）

平成25年12月19日 午後1時開議

日程第1

議案第72号 平成25年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から

議案第88号 内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまで

日程第2

議会議案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、10日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、去る12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案第72号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第88号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についての17議案並びに今期定例会までに受理されました請願第21号及び請願第22号を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

川口正己総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 川口正己君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【川口正己君】 平成25年第4回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第72号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、4項選挙費、6款農林水産業費1項農業費、3項水産業費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正並びに第3条繰越明許費2款総務費1項総務管理費、8款土木費3項都市計画費、9款消防費1項消防費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号内灘町税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第79号内灘町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第82号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第83号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例については、賛成多数により、原案を可とすることに決しました。

議案第84号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第21号国に対し、「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書については、慎重に審議し、採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、都市整備、消防等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成25年12月19日

総務産業建設常任委員会委員長 川口正己

○議長【夷藤満君】 太田臣宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【太田臣宣君】 平成25年第4回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第72号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、10款教育費に関連して、西荒屋小学校における小規模特認校制については、今後、多くの方々の意見を取り入れ、慎重審議の上で導入を図ることを本委員会の意見として申し添えます。

議案第74号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号平成25年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号平成25年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第81号内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第85号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第86号内灘町茶室の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、この指定管理期間中の最初の1年で、

町と町指定管理者とともに利用促進策を図ること。また、今後の施設のあり方については、この期間内で廃止も含めて検討し議会に示すこと。以上の2点を本委員会の意見として申し添えます。

議案第87号内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第88号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願書については、慎重に審議し、採決の結果、採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成25年12月19日

文教福祉常任委員会委員長 太田臣宣

○議長【夷藤満君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【夷藤満君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。討論ございませんか。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金条例の一部を改正する条例に賛成の立場で、また請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給停止の見直しを求める請願に反対する立場から討論をいたします。

これまで長きにわたり、この制度の抜本的な、そして制度そのもののあり方が町行財政改革のもと、議会でも審議されてきました。執行部としては我々議会のこれまでの審議の内容を踏まえ、現在、国の政権が安定しておる中、5,000円から1万円、第3子は1万5,000円と倍額以上となった小中学生の部分を削減し、国の制度では光の当たらなかった高校生の部分についてひとり親家庭に特化した支給額の上乗せをした制度としての存続を今回議案として上程したものと理解しております。

また、これまでもひとり親家庭の高校生就学援助制度、そして新町政となってからは高校卒業時までの医療費助成といった県内ナンバーワンを誇る子育て施策を実施してまいりました。

加えて、国はこれから低所得者の方々に対して新たな経済支援策を、その他の方々に対しても児童手当の上乗せ制度などが実施されようとしております。

少子・高齢化時代に持続可能な社会保障制度を堅持するために、消費税を改正しながらも低所得者の方々などに対する影響をできる限り抑えようとしています。

制度というものは適材適所、常に見直しが必要だと感じます。今回町が提案するこのような制度こそ少子・高齢化が進む社会情勢の中において、子育て支援をこれからも充実していくために必要なことだと解します。

私たち議員も、これまで長年にわたり審議してきた内容を尊重し、町の未来に対して責任を持つ立場だと確信しております。

以上、議案第81号に賛成、請願第22号を不採択としていただけますよう、議員各位に同

意を求めまして、私の討論とさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。
10番、清水文雄議員。

[10番 清水文雄君 登壇]

○10番【清水文雄君】 私は、議案第81号、そして請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金制度について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 賛成でいいが。

○10番【清水文雄君】 済みません。議案第81号については否決の立場で、そして請願第22号については賛成の立場で討論をさせていただきます。

このひとり親家庭と児童奨学金支給制度は、内灘町のひとり親家庭、とりわけ母子家庭の方たちに対する格差を縮める意味での内灘町独自の制度でございます。この議会に対しても、すみれ会というひとり親家庭の会の皆さんから、この制度をなくさないでほしい、そんな請願が第22号として上がっているわけでございます。

この制度の中身は、これまで小中学生の児童を持つ人たちに2,000円あるいは2,500円、それぞれ町が支給してきたものを廃止をする、そういう中身の提案でございます。

この制度の切り下げによって、今の社会状況の中でひとり親、とりわけワーキングプア、シングルマザーと言われる人たちは月10万円そこそこの、そして年収が200万円にも満たない、そんな状況の中での生活を余儀なくされているわけでございます。母一人で子供を育てている人たちの生活がまだまだ厳しいというのが現状でございます。

そして、この町独自のひとり親家庭等への奨学金、廃止されればこうした低所得者である親の収入の格差が子供の貧困、そして格差への拡大ということにつながっていくわけでございます。

それだけに私たち議会はこうした状況に真

剣に、そして請願第22号を真摯に受けとめて、この声を私たちが耳を傾けて町行政をチェックして、社会的に弱い立場の人々に目を向けた行政運営を追求をしていかなければならないと思います。

そもそもこのひとり親家庭等児童奨学金支給制度の一部を改正する条例、町長提案の議案でありまして、今議会定例会に提出をされたわけでございます。

議会のルールにのっとって本議会の中で文教福祉常任委員会に付託をされたものでございます。文教福祉常任委員会では長時間にわたって慎重審議を重ね、その結果、先ほど委員長報告にもあったように、賛成少数で否決となった議案であります。

本来ならば、この本会議でも委員長報告のとおり否決というのが最も正常な議会の姿であると私は思うのでございます。

請願者を初め町民は、もしこの議案が通るならば、こうした議会のあり方あるいは異常性についてどのように見、感じられることか、私は心配をするわけでございます。

私も含め、私たち議員一人一人が考えなければなりません。町は、社会的に弱い立場の人々のためにセーフティネットをしっかりと確立していくのが行政としての使命であります。したがって、ひとり親家庭等児童奨学金支給制度については、本当に必要な低所得者に支給するために所得制限を設けてでも小学生、中学生への支給を存続すべきであります。

一方、来年の当初議会では、この制度に対する新年度予算が議会に示されてくるわけでございます。そうしたことを考えれば、今議会において、議会として文教福祉常任委員会が今定例会に町提出の制度切り下げを否決をして、小学生、中学生への支給廃止の見直しを議会として態度で示さなければなりません。

議員各位にはそうした点を十分熟慮いただいて、議案第81号内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例につい

ては否決、そして請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願書については賛成をしていただきますようお願いをして、私の討論を終わります。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。
3番、酒本昌博議員。

〔3番 酒本昌博君 登壇〕

○3番【酒本昌博君】 議席番号3番、酒本昌博でございます。

私は、議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例に賛成の立場で、また請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願に反対の立場から討論します。

この条例改正は、これまで文教福祉常任委員会できざまな観点から審議してきました。そして、議会の委員会での、小中学生は他の就学奨励費と支給目的が重複していること、高校生は経済的負担が大きいため支援を拡充すべきであるとの審議内容を踏まえてきた経緯があります。

そして、この改正内容は、この12月3日付で内灘町外部評価委員会の町に対する報告で対象者や支援内容について見直しが必要であると評価されています。

このように、専門家と町民各界各層の代表者の方々に構成された外部評価委員会が今回の改正内容を妥当であると認めたことは、先日議会に示された外部評価委員会からの報告内容を見ても明らかです。

議会は、この外部評価委員会の評価結果を真摯に受けとめるべきです。このような評価結果を無視して今回の改正案に反対することは、本当の意味で町民の意見に耳を傾けることにはならないのではないのでしょうか。

以上のことから、議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例に賛成してくださるようお願いいたしますと

もに、請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願については不採択としていただきますようお願いし、私の討論といたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。
7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

議案第81号内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例について反対の立場、そして請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願について賛成の立場から討論をいたします。

もともとひとり親所帯では所得の低い方が多く、町の調査でも150万円以下が約60%、200万円以下では70%を超え73%です。

昨年度、国の児童手当が小学生で年間6万円、中学生では12万円の増額になっていますが、児童手当の増額については児童を持つ家庭全体に対してであり、ひとり親家庭にとって格差が縮小されるということではありません。月々10万円程度で母一人子供を育てる人たちの生活がまだまだ大変だということは容易に理解ができます。

町から支給されます児童奨学金は、経済的に苦しむひとり親家庭にとっては子供に周りの子と同じ文房具を与えたり、時には食費となって生活を支えたりするありがたいお金と、そういう声を聞いております。

通学費など経済的負担が大きい高校生への支援をふやすことはよいことではあります。しかしながら、ひとり親家庭の低所得の小中学生の家庭への支援を取り上げてまで高校生のほうへ回すものはいかがなもののでしょうか。どこの自治体でも限られた財源を知恵を出し合って上手に使わなければならない時代になっております。

これからはきめ細かな施策が求められています。所得制限を設けて、小中学生のひとり親家庭で本当に困っている低所得者への支援は残すべきであると思います。その上で、同じように高校生をひとり親家庭でも必要とするところは新たな支援制度を設けまして、負担軽減を図るべきと考えます。

以上の理由によりまして、議案第81号に反対、請願第22号には賛成をいたします。

皆様もよろしくお願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例に賛成の立場で、また請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願を不採択とする立場で討論いたします。

まず、川口町長就任以来、子育て支援のまち内灘をつくることを最重要課題として子育て支援策をこれまでにないスピード感をもって実現してまいりました。

また、現在ではひとり親家庭などには国、県の手厚い数々の支援策もあります。その数々の支援策の上乗せ分である当町のひとり親家庭等に対するひとり親家庭の奨学金は、就学奨励費と目的や対象が重複していることから、就学前については制度を存続し、さらには経済負担が大きい高校生には就学奨励費として新たに月額2,500円の支給額を上乗せし、本当に必要な子育て支援策をさらに充実するというものであります。

来年度からお子さんが高中生になる親御さんたちは、大変期待を持ってこの条例改正を待ち望んでいることと思います。

子育てをしてこられた方ならおわかりになることと思います。私もその一人です。小、中、高を通してどこに一番経済的負担がかかるのか。内灘町からは町外の高校に通学する

際の交通費の負担は年額で十数万円にも上ります。

社会制度上、子育て支援策はあくまで国や県の施策が基本であり、その上で本当に必要な施策を実施していくことこそが町の役目ではないでしょうか。

最後に、議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例に賛成してくださいようお願いいたしまして、さらに請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願を不採択としていただきますようお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議案第81号内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例について反対の立場で、請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願書について賛成の立場で討論いたします。

先ほども恩道議員のほうからありましたが、ひとり親家庭の方は所得150万円以下の方が60%、所得200万円以下の方が73%を超えています。これが現状であります。

フルタイムで条件のよいところで働いている方というのは、ほんのわずかであります。昔と違い、小さいときから子育てにはお金がかかるようになっております。

今、小中学校、小学生2,000円、月。中学生月2,500円。これを廃止しますと、例えば小学校1年生から支給されている方でありまして、何と14万4,000円も削減されてしまうということになります。

ひとり親家庭の方たちからの団体でありま

すすみれ会の方たちから請願が出されているように、この団体の方たちに対して、またその方たちを通して説明なり、調査なり、意見を求めないそういうやり方に対して憤りを感じています。

今までこういう見直しをとということであれば、今までもそういう団体の方たちにどうい生活をしているのかというようなことで望みを聞いたりとか、いろんな支援をとってこれたわけでありませう。しかし、すみれ会の人たちはお聞きをしてないというようなことで、もし来年の4月からこれが実施されればどうしようというようなこともおっしゃっていました。

また、あるお母さんは子供のために使いたい、そう思いながらも、生活費の一部になってしまっている、そんなお母さんもいらっしやいました。

本当に実態をきちっと把握した上で議案として出していただきたいなと思ひます。

内灘町は本当に独自でひとり親家庭、児童奨学金支給制度というものを設けてきたというこは、温かい支援として、これは他の市町村に対しても子育て支援のまちとして誇れる制度ではないでしょうか。

そしてまた、その上に来年の4月からは予定どおりでいけば消費税が8%増税ということになります。それだけでも不安を感じている昨今に、この小学生・中学生支給廃止は余りにも冷たい議案ではないでしょうか。

いま一度、皆さん考えていただきたいと思ひます。

次に、請願第21号国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員長報告は不採択でありました。議員の皆さんに賛成していただいて国に意見書を提出していただきたく、討論をしたいと思ひます。

2014年4月からの消費税増税は、税率を8%に引き上げるだけでも8兆円の増税。こ

れに年金削減、社会保障の負担増、給付減を合わせれば10兆円。史上空前の負担増となります。国民の暮らしにははかり知れない深刻な打撃をもたらし、経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれることは明らかであります。

日本共産党は、消費税に頼らない別の道を提唱しています。1つには、浪費の一掃と応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保する。2つ目には、国民の所得をふやす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せる税収増を図る。この2つの柱を同時並行で進めていく社会保障充実と財政危機打開の道を開こうというものでもあります。

以上の点からも、暮らしを破壊する来年4月からの消費税増税中止を求める意見書を国に提出することに賛同をお願いしたいと思ひます。

また、これと関連して、議案第83号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についても、消費税8%増反対の立場から反対したいと思ひます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

5番、川口正己議員。

〔5番 川口正己君 登壇〕

○5番【川口正己君】 5番、川口正己でございます。

私のほうからは、議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例に賛成の立場で、また請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願を反対の立場で討論いたします。

まず、何よりも議員の皆さんにご理解いただきたいのは、この制度の改正内容とその理由は、過去の文教福祉常任委員会で議論されてきたことを町執行部が真摯に受けとめて、今回の条例改正を提案してきたということでございます。

特に平成24年度から開始した高校生に対す

る奨学金支給条例の審議過程で、高校生にはもっと経済的支援が必要である。また、その一方で小中学生は就学奨励費と重複しているから見直すべき。この2つの意見があったものでございます。その審議過程では、私の記憶では特に反対意見はございませんでした。

そして今、このように高校生に対して手厚く支援し、小中学生に対する支援を見直すことに反対することは、過去の私たち議会、委員会の審議自体を軽んじることにほかなりません。我々は互いに過去の審議内容を尊重し、またこれに応じて改正案を示した執行部の対応を重く受けとめなければなりません。

このようなことから、各議員の皆様には議案第81号ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例に賛成し、また請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願を不採択としていただきますようお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

12番、渡辺旺議員。

〔12番 渡辺旺君 登壇〕

○12番【渡辺旺君】 12番、渡辺でございます。

請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願書に賛成の立場で討論をいたします。

この改正に当たって、しっかりとした調査はなされておられません。たまたま窓口に来た何人かの人に聞いたというだけの余りにもいいかげんな調査です。意見を聞いた人たちの年収もわかっていません。そんな状況で母子家庭の中でも最貧困層と思われる年間所得が100万円以下や200万円以下の低い世帯まで一律に支給をなくしてしまうことは絶対賛成できません。

このまま低所得の小中学生を持つひとり親への奨学金援助を一律になくしてしまうこと

は、禍根を残すこととなります。これは見直しをするべきです。

高校生と同時に、小中学生のひとり親にも所得制限を設けて必要に応じて支給がされるように、そしてこの請願第22号に賛成をいたします。

議員の賛同をお願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 私は、議案第81号に反対、そして請願第22号を採択するという、そういう立場に立って討論をさせていただきたいと思います。

見直しをずっと続けてきた。それなのになぜ今ここになってその見直しに反対するのかというお話がありましたけれども、先ほどからの討論にもありますように、見直しに決して全てが反対なわけではありません。高校生に対して非常にお金がかかる。だから、高校生に対して上乘せ分を支給するというものについては大変いいことだと思います。

外部評価でも見直ししていくことはもちろんそういうふう書いてありました。けれども、全てやめなさいというふう書いてあったわけではありません。しっかりと対象をよく見きわめて、どこが本当に支援を必要としているのか。だからそういうところをしっかりと見直してくださいよということをお願いいたします。

特に適材適所、時代とともに変わるという話もありましたけれども、ひとり親家庭がどんどんふえていって、貧しい層がふえ、格差がふえている現状を考えたら、低所得層のひとり親への支援は今とても先進的なものだと思います。残していくべきであります。

ひとり親家庭の年間所得、先ほどから何回も出ております。そんな現状、低所得である現状に目をつむって、しっかりと調査もし

ないまま、今、小中学校のひとり親家庭に対し全面的に支援を廃止するという町の姿勢は乱暴であると思います。

弱い立場の人、高校生のひとり親に支援を回すとはいえ、それが最も弱い立場の低所得の人からの支援をも引き剥がしてやっているというふうにはしか見えない。そういうふうに見えることは、川口町政にとってもマイナスではないかと思います。

他の自治体ではやっていないからもうこの制度はやめてしまうという町側からの説明もありました。そういうふうな表現をしているのは、とても県や国でナンバーワンの福祉のまちになるとは思えません。

ひとり親の家庭の中でも困窮している家庭には、できる限りの支援をしていくのが子供の将来を考えた真の福祉のまち、子育て支援のまちであると思います。

それでも奨学金制度を廃止するというのなら、ひとり親家庭への支援策をもっと充実、確立してからにすべきです。その策は、例えば経済的に自立できる仕事につくための就業支援を充実させていく。または、仕事が忙しくて放任になりがちなひとり親家庭の子供への訪問支援や学習支援を充実させていく。

また、離婚時に約束していたはずの養育費がいただけなくて困っている家庭というのが大変たくさんあります。そういうふうな家庭に対する養育費の不払いに対する獲得のための支援など、これらの支援策についてはことし9月10日に厚労省が出しております「ひとり親家庭の支援について」という大変充実した支援策の発表でも言及されております。こういう支援策もないまま、高校生にお金がかかるからという理由で小中生を持つひとり親家庭の奨学金支給制度を廃止し、高校生のひとり親支援に変えるというのは、余りにも安直だと言わざるを得ません。

よって、議案第82号には反対し、請願第22号については全面的に賛成します。

○議長【夷藤満君】 水口議員、81号。

○11番【水口裕子君】 ごめんなさい。議案第81号でございます。これには反対し、請願第22号については採択、賛成の討論といたします。

清水議員もおっしゃっていましたが、今議会の文教福祉常任委員会では、この町の提出した議案第81号が否決、第22号請願は採択されております。議会運営の上からもしっかりとこのことを捉え、議員の皆様がこの請願賛成、第81号の議案には反対というふうになさってくださいますように呼びかけて、まだ考え直す時間はあります。まだ間に合いますと呼びかけて、私の討論といたします。

○議長【夷藤満君】 今ほどの討論であります。前章部分におきまして、他の議員への反論に当たる部分があります。討論はあくまでも討論でありまして、他の議員への反論には使わないようにしていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

他に討論ありませんか。

15番、南守雄議員。

〔15番 南守雄君 登壇〕

○15番【南守雄君】 議席15番、南守雄でございます。

請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

昭和54年にできたとき、この条例は遺児奨学金といいました。死別にひとり親になる家庭が多かったのですが、今では8割近くが離婚した結果ひとり親になっています。離婚した母子家庭では、安定した収入も少なく、決められた養育費も入らないことが多く、死別とは違って遺族年金や一時的な生命保険所得もありません。DV被害から逃げている人は養育費について話すところではなく、命からがらということもあると聞いております。

こうした貧困に苦しむときに、母子家庭の

児童が学力不足や経済的理由で進学できず再び貧困に落ちているという貧困連鎖が社会的な問題となっている。ご存じのとおりです。

年間150万から200万しかない家庭には支援を続けていただきたい。子育て支援に力を入れてきた内灘町が、これからもきめ細かく配慮して、どんな立場の人にも困っている人には愛情を持って支援していただきたく、請願第22号に賛成いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。
6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 議案第81号内灘町ひとり親家庭児童奨学金支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

この議案につきましては、ここで賛成とか反対か、私は県内の自治体の足並みをそろえるという意味においては賛成すべきであるというふうに思います。

それから、ひとり親家庭の生活が大変になるとかというようなことは、私個人的には例えば新たな請願という形で、例えばですけれども給食費を半額にするとか、考え方はいろいろあるわけで、いわゆる現時点での近視眼的な物の考え方ではなく、長期的な見方に立って判断すればよろしいんじゃないかというふうに思いますので、私のほうといたしましては議案第81号、賛成したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。
——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第72号平成25年度内灘町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第73号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第74号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号平成25年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）並びに議案第76号平成25年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第74号、議案第75号並びに議案第76号の3議案はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第77号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第78号内灘町税条例の一部を改正する条例について並びに議案第79号内灘町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第78号並びに第79号の2議案はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第80号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第81号内灘町ひとり親家庭等児童奨学金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第82号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第83号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第84号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第85号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について、議案第86号内灘町茶室の指定管理者の指定について、議案第87号内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定について並びに議案第88号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第85号、議案第86号、議案第87号並びに議案第88号の4議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

請願第21号国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第21号国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第21号は不採択とすることに決

定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第22号ひとり親家庭等児童奨学金支給制度（小学生・中学生）の支給廃止の見直しを求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第22号は不採択とすることに決定いたしました。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、議会議案第6号「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま提出されました議会議案第6号「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第6号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員